

## 新たな解体用機械等に関する改正労働安全衛生法等の講習会 ～平成25年7月1日施行～

平成25年11月26日に平良地方合同庁舎において解体工事を行う事業場を対象に平成25年7月1日に施行された「鉄骨切断機械等の解体機械」に関する改正労働安全衛生法令の講習会（宮古労働基準監督署主催）が開催された。

これは、平成25年7月1日に施行された改正労働安全衛生法令に関するもので、解体用機械に3機が（鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）追加され、機械の使用や運転の業務等に関する法令の整備が行われたことについて事業場に内容十分理解してもらい災害防止に役立てるために開催された。講習会には10事業場から11名が参加した。

労働基準監督署からは、災害発生状況、解体機械の特徴、定期検査、運転資格、石綿作業等の説明があった。

出席者からは、「宮古島での特定自主検査業者はどこか」等の質問があった。また、「熱中症対策」や「解体工事の様々な手続き」に関する講習会開催の希望があった。

説明に使用した資料

「鉄骨切断機械等の新たな解体機械に係る法令改正について」

[ここをクリック！](#)



説明会の模様

